

議案第 30 号

天理市監査委員に関する条例及び天理市下水道事業の設置等に関する
条例の一部改正について

天理市監査委員に関する条例及び天理市下水道事業の設置等に関する条例の
一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天理市長 並 河 健

天理市監査委員に関する条例及び天理市下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

(天理市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市監査委員に関する条例（昭和39年 3 月天理市条例第13号）の一
部を次のように改正する。

第12条中「第243条の 2 の 8 第 3 項」を「第243条の 2 の 9 第 3 項」に改
める。

(天理市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第
34号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第243条の 2 の 8 第 8 項」を「第243条の 2 の 9 第 8 項」に改
める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月24日から施行する。